## - 137 -

### 十五 第68条の27(特定地域における工業用機械等の特別償却)関係

	改	正	後		改	正	前
(生産等	設備等の範囲)			(生産等設備	等の範囲)		
68 の 27-	-1			68 の 27-1			
措置	法令第 39 条の 56 第 5 項、	第6項又は第7項		措置法令	第 39 条の 56 第 5 項又に	t <u>第6項</u> ······	
(一の生	産等設備等の取得価額基準の	の判定)		(一の生産等	設備等の取得価額基準の	)判定)	
68 の 27-	-3			68 の 27-3			
	·····器具及び備品 <u>で、</u>	一の生産等設備を構成	<u>:するもの</u>		器具及び備品	······ <u>500 万円</u> ······	措置法令
··· <u>100 ]</u>	<u>万円</u> 措置法?	令第 39 条の 56 第 5 項	各号、第6項各号若し	第 39 条の	56 第 5 項各号若しくは第	<u> 6 項各号</u>	
くは第	7 項各号						
(圧縮記	帳をした減価償却資産の取得	得価額)		(圧縮記帳を	した減価償却資産の取得	<b>}価額</b> )	
68 の 27-	-4			68 の 27-4			
	······器具及び備品 <u>で、</u>	一の生産等設備を構成	<u>:するもの</u>		器具及び備品	······ <u>500 万円</u> ······	······ <u>措置法令</u>
··· <u>100</u>	万円推置法令	令第 39 条の 56 第 5 項	[各号、第6項各号若し	第 39 条の	56 第5項各号若しくは第	亨 <u>6 項各号</u> ·····	••
<u>くは第</u>	7 項各号						
(注)				(注)			
(工場用	等の建物及びその附属設備の	の意義)		(工場用等の	建物及びその附属設備の	)意義)	
68 の 27-	-8			68 の 27-8			
	······ <u>措置法令第 28 条</u>	€の9第5項、第8項]	及び第 10 項		······· <u>措置法令第 28 条</u>	の9第5項、第7項及び第	<u> </u>
(1)				(1)			

改	正	後		改	正	前
(2)			(2)			
(注)			(注) ・			
(開発研究の意義)			(新 詞	뀻)		
<u>68の27-9の2</u> 工業用機械等	等に係る措置法令第28条	の9第7項第1号イに規定				
する開発研究(以下「開発	研究」という。)とは、ど	大に掲げる試験研究をいう <u>。</u>				
( <u>1)</u> 新規原理の発見又は新	規製品の発明のための研	<u>究</u>				
(2) 新規製品の製造、製造	工程の創設又は未利用資	源の活用方法の研究				
(3) (1)又は(2)の研究を基礎	とし、これらの研究の成	果を企業化するためのデー				
<u>タの収集</u>						
<u>(4)</u> 現に企業化されている	製造方法その他の生産技	術の著しい改善のための研				
<u>究</u>						
(専ら開発研究の用に供され	る器具及び備品)		(新 請	受)		
<u>68の27-9の3</u> 工業用機械等	等に係る措置法令第28条	の9第7項第1号イに規定				
する「専ら開発研究(	)の用に供される器具及	び備品」とは、耐用年数省				
令別表第六に掲げる器具及	び備品のうち専ら開発研	究の用に供されるものをい				
うのであるから、開発研究	を行う施設において供用	されるものであっても、他				
の目的のために使用されて	いる減価償却資産で必要	に応じ開発研究の用に供さ				
れるものは、これに該当し	ないことに留意する。					
(委託研究先への資産の貸与	)_		(新 請	受)		
<u>68 の 27-9 の 4</u> 連結法人が	、その取得又は製作をし	た措置法第 68 条の 27 第 1				
項の規定に係る措置法第 4	5 条第1項の表の第2号	の第3欄に規定する器具及				
び備品を自己の開発研究の	委託先に貸与した場合に	おいて、当該委託先におい				

改	正	後	改	正	前
て当該器具及び備品が専ら	当該連結法人のためにする	る開発研究の用に供される			
ものであるときは、当該器	器具及び備品は当該連結法。	人の行う開発研究の用に供			
したものとして取り扱う。	_				
(特別償却等の対象となるコ	- 場用建物等の附属設備)		(特別償却等の対象となる)	口場用建物等の附属設備	)
68 Ø 27-10 ······			68 Ø 27-10 ······		
取得 <u>又</u> は建	<u> </u>		取得する…		
(取得価額の合計額が 10 億	円を超えるかどうか等の判	<b> 定</b> )	(取得価額の合計額が10億	円を超えるかどうか等 <i>0</i>	D判定)
68 Ø 27-11 ·····			68 の 27-11 ···································		
器具及び値	請品 <u>で、一の生産等設備を</u>	<b>構成するもの</b>	器具及び値	指品····· <u>500</u>	<u>万円</u> <u>措置法令</u>
… <u>100 万円</u>	·措置法令第 39 条の 56 第 :	5項各号、第6項各号若し	第 39 条の 56 第 5 項各号者	告しくは第 6 項各号······	
<u>くは第7項各号</u>					
(指定事業の用に供したもの	)とされる資産の貸与)		(指定事業の用に供したもの	Oとされる資産の貸与)	
68 Ø 27—14 ······			68 の 27-14 ····································		
(達)			(注)		
	9 45 条第1項の表の第1 <sup>号</sup>	号から第3号までの第2欄		第45条第1項の表の各長	号の第2欄

### - 140 -

### 十六 第68条の31(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)関係

改正後	改正前			
(公共職業安定所の長の証明) 68 の 31-2 措置法令第 39 条の 60 第 1 項から第 4 項まで提示…	(公共職業安定所の長の証明) 68 の 31-2 措置法令第 39 条の 60 第 2 項から第 6 項まで			
(短時間労働者等の意義) 68 の 31-4 措置法令第 39 条の 60 第 1 項、第 2 項第 1 号及び第 4 項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(短時間労働者等の意義) 68 の 31-4 <u>措置法令第 39 条の 60 第 3 項、第 4 項第 1 号及び第 6 項</u>			

### 十七 第68条の43(海外投資等損失準備金)関係

改	正	後	改	正	前
(海外投資等損失準備金の	積立ての対象となる <u>特定株</u>	:式等の取得の意義)	(海外投資等損失準備金の	)積立ての対象となる <u>新増資</u>	資 <u>資源株式等</u> の取得の意義)
68 Ø 43-1 ·····			68 Ø 43-1 ·····		
特定株式	等(以下「特定株式等」と	<u>いう。)</u> 分	新増資資	資源株式等(同号ハに規定で	ける資源特定債権を除く。)
社型分割若しくは現物出	<u> 資</u> に伴う取得	…代物弁済による取得、合	分社型分	分割に伴う取得	·····代物弁済による取得 <u>、資</u>
併若しくは	…新株予約権		本準備金の額の減少に住	<b>半う資本金の額若しくは出資</b>	資金の額の増加による取得、
			内国法人である特定法人	(同条第1項に規定する特別で	身定法人をいう。以下同じ <u>。)</u>
			の行う利益準備金の額の	D減少に伴う資本金の額若し	しくは出資金の額の増加によ
			<u>る取得</u> 、合併若しくは…	現物出資に 』	よる取得又は連結基本通達2
			- 1 - 36 億 1 に定める軋	云換社債型新株予約権付社債	責に係る新株予約権
(積立限度額の計算の基礎	となる取得価額)		(積立限度額の計算の基礎	楚となる取得価額)	

	改	正	後	改		正	前
68 Ø 43-2				68 Ø 43-2 ·····			
	特定株式等				特定株式等(同条)	第1項に規定する特定株式	式等をいう。以下同
				じ。)			
(特定株式等	等の取得の日の判定)			(特定株式等の取	得の日の判定)		
68 か 43−3				68 Ø 43−3 ······			
	·····・特定法人 <u>(同項に</u>	規定する特定法人をレ	<u>、う。以下同じ。)</u>		特定法人	連結基本通達1-	7 — 1 に定める日 <u>、</u>
	…連結基本通達1-7-	1に定める日		購入の場合には	一般の例により購	入の日とされる日	
				(償還期間の判定	2)		
68 Ø 43-6	<u>削 除</u>			68の43-6 措置	法令第 39 条の 72 第	<b>第4項第2号において償還</b>	逮期間が 10 年以上で
				あるかどうかは	、次に掲げる場合は	は、次による。	
				(1) 貸付けが一	定の期間内に分割	して行われている場合に	<u>おいて、それぞれの</u>
				貸付金ごとに	返済期限が定められ	れているときは、それぞれ	れの貸付金額につき
				その貸付けの	日からそれぞれの	返済期限までの期間による	<u>5.</u>
				(2) 貸付けが一	定の期間内に分割	して行われている場合に	おいて、それぞれの
				貸付金の返済	期限が全て同一の	期日をもって定められてい	<u>いるときは、それぞ</u>
				れの貸付けの	日からその返済期	限までの期間による。	
				(3) 貸付けが一	定の期間内に分割	して行われ、かつ、その	医済が全体として賦
				払とされてい	る場合には、最初	に貸し付けられた金額か	う順次返済されるも <u></u>
				<u>のとしたとき</u>	におけるそれぞれ	の貸付けの日からその賦	<u>払金の支払の期日ま</u>
				での期間によ	る。		
				_(株式と貸付金等	とがある場合の取	<u>崩し)</u>	
68 Ø 43-10	) 削 除			68 の 43-10 海ダ	N-投資等損失準備金 1	この積立ては、特定法人別	に、かつ、株式、貸

改 正 後 改 前 正 付金又は社債の別に行うのであるから、当該連結法人の措置法第68条の43第 3項又は第4項第1号から第5号までの規定による益金算入額は、これらの区 分ごとに計算することに留意する。 (廃 止) (債権の返済等を受けた場合の取崩し) 68 の 43-11 連結法人が、措置法第 68 条の 43 第 2 項第 6 号ハに規定する資源特 定債権(同法第55条第2項第6号ハに規定する資源特定債権を含む。)に該当 する債権につき海外投資等損失準備金を積み立てている場合における措置法第 68 条の43 第4項の規定の適用については、その債権の一部について返済を受 け又は放棄をした場合には同項第1号の規定により、債権につき回収ができな いため貸倒れとして経理した場合には同項第5号の規定により、それぞれ当該 債権に係る海外投資等損失準備金の取崩しを行うものとする。 (資本の払戻しをした場合の海外投資等損失準備金の取崩しの計算) (新 設) 68の43-11 海外投資等損失準備金に係る特定法人の特定株式等が当該特定 法人の行う資本の払戻しの対象となった場合における措置法第68条の43第 4項(第5号に係る部分に限る。)の規定により益金の額に算入する金額 (以下68の43-11において「益金算入額」という。)は、法第61条の2第 17項の規定により同条第1項第2号に規定するその有価証券の譲渡に係る 原価の額とされる金額となるのであるが、連結法人が、当該特定法人に係 る海外投資等損失準備金の金額に令第119条の9第1項に規定する割合を 乗じて計算した金額をもって益金算入額とした場合には、これを認める。 (特定法人が適格合併をした場合) (特定法人が適格合併をした場合) 68 Ø 43-16 ····· 68 Ø 43-16 ······

	I
H	100
	ı

改	正	後		改	正	前		
(換算差損を計上した場合の 68の43-17株式等		取崩し)	6	(換算差損を計上した場合の 68 の 43-17 ····································				

### 十八 第68条の43の2(新事業開拓事業者投資損失準備金)関係

改	正	後		改	正	前
第68条の43の2()	新事業開拓事業者投資	<u>損失準備金》関係</u>	(新 設)			
(新事業開拓事業者投資損失	失準備金に係る組合事	§業の帰属損益額の経理の方	(新 設)			
<u>法)</u>						
<u>68の43の2-1</u> 措置法第68条	の43の2第1項の規定	の適用対象となる新事業開拓				
事業者の株式を有する連結	法人が、同項に規定す	る投資事業有限責任組合に係				
る組合事業(当該投資事業	有限責任組合において	営まれる事業をいう。) の帰				
属損益額(連結基本通達18-	- 1 - 1 の 2 の「帰属	<u>損益額」をいう。)について、</u>				
連結基本通達18-1-2(2)	又は(3)の方法により各	連結事業年度の益金の額又は				
損金の額に算入する金額を	計算している場合であ	っても、措置法規則第22条の				
46第4項に規定する書類を	当該連結事業年度の連	結確定申告書に添付するとと				
もに、例えば、当該連結法	人の財務諸表の注記等	において当該新事業開拓事業				
者の株式の帳簿価額を投資	事業有限責任組合ごと	に区分して記載するなど財務				
諸表に新事業開拓事業者の	株式を有していること	を表示し、かつ、当該連結事				
業年度の連結確定申告書に	添付する法人税申告書	別表五の二(一)の「連結利				

改	正	後	改	正	前
益積立金額の計算に関する	明細書」に当該新事業	開拓事業者の株式の帳簿価額			
を記載しているときには、	当該新事業開拓事業者	の株式を対象として措置法第			
68条の43の2第1項の規定	を適用することができ	<u>る。</u>			

### 十九 第68条の43の3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係

改	正	後	改	正	前
第68条の43の3	《特定事業再編投資損	<u>失準備金》関係</u>	(新 設)		
(海外投資等損失準備金の取得 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	投資損失準備金(連結	事業年度に該当しない事業年 金を含む。) の積立額の損金	(新 設)		
	-1,68 <i>Ø</i> 43−2,68	の43-11から68の43-15まで			
(債権の返済等を受けた場合	ôの取崩し <u>)</u>		(新 設)		
<u>68の43の3-2</u> 連結法人が、	措置法第68条の43の	3第1項第1号に規定する			
特定債権(同法第55条の:	3 第 1 項第 1 号に規定	する特定債権を含む。)に			
該当する債権につき特定	事業再編投資損失準	備金を積み立てている場合			
における措置法第68条の4	3の3第4項の規定の	適用については、その債権			
の一部について返済を受	け又は放棄をした場	合には同項第2号の規定に			
より、債権につき回収がで	できないため貸倒れと	して経理した場合には同項			
第6号の規定により、それ	れぞれ当該債権に係る	特定事業再編投資損失準備			
金の取崩しを行うものとて	<u>ける</u> 。				

-		_
H	5	
		•
	ı	

#### 二十 第68条の55(保険会社等の異常危険準備金)関係

改	正	後	改	正	前
(通常の掛金率及び特別の安全	- 全率の意義)		(通常の掛金率及び特別の	安全率の意義)	
68 Φ 55-3 ·····	同条第1項第6号に規	定する火災等共済組合	68 Φ 55-3 ······	·· <u>火災共済協同組合</u> ·····	······ <u>同項</u> ······
······· <u>同条第4項</u> ·······					

### 二十一 第68条の61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

改	正	後	改	正	前
(償還期間の判定)			(新 設)		
68の61-18 措置法令第	39条の88第17項において(	賞還期間が10年以上である			
かどうかは、次に掲げる	場合は、次による。				
(1) 貸付けが一定の期間	引内に分割して行われている	場合において、それぞれの			
貸付金ごとに返済期限	艮が定められているときは、	それぞれの貸付金額につき			
その貸付けの日からそ	れぞれの返済期限までの期	間による。			
(2) 貸付けが一定の期間	引内に分割して行われている	場合において、それぞれの			
貸付金の返済期限が全	さて同一の期日をもって定め	られているときは、それぞ			
れの貸付けの日からそ	一の返済期限までの期間によ	<u>る。</u>			
(3) 貸付けが一定の期間	引内に分割して行われ、かつ	、その返済が全体として賦			
払とされている場合に	こは、最初に貸し付けられた	金額から順次返済されるも			
<u>のとしたときにおける</u>	それぞれの貸付けの日から	その賦払金の支払の期日ま			
での期間による。					
(金属鉱業等鉱害防止準備	情金の取扱いの準用)		(金属鉱業等鉱害防止準備金	の取扱いの準用)	
<u>68 の 61−19</u> ····································			<u>68 の 61−18</u> ······		

# - 146 -

### 二十二 第68条の63((沖縄の認定法人の連結所得の特別控除)) 関係

	改	正	後		改	正	前	
(実質	質的に同一であると認め	かられる者の意義)		(実質的に同一であると認められる者の意義)				
<b>68 の 63-1</b> 措置法規則第 22 条の 61 第 1 項第 2 号 又は第 2 項第 2 号					措置法規則第	5 22 条の 61 第 1 項第 2 号・		
( <u>軽派</u>	載対象所得金額等に係る	る益金の額)		(軽減対象)	所得金額に係る	益金の額)		
68 <b>ග</b>	63-2	…連結所得の金額	······ <u>同条第3項に規定す</u>	68 Ø 63−2		…軽減対象連結所得金額	(以下「軽減対象連結所得金	
る連	連結所得の金額			額」とい	<u>う。)</u>	軽減対象連結所得金	<u> </u>	
(1)				(1)				
(2)				(2)				
(3)				(3)				
(注)	措置法令第39条の90	第6項に規定する特定事	業軽減対象連結欠損金額(以					
]	下「特定事業軽減対象連	<u> 퇃結欠損金額」という。)</u>	及び同条第 10 項第 1 号イに					
<u> </u>	見定する個別所得金額を	と計算する場合の益金の額	についても、同様とする。					
( <u>軽源</u>	域対象所得金額等に係る	る損金の額)		(軽減対象)	所得金額に係る	5損金の額)		
68 <b>ග</b>	63-3 措置法令第 39	条の90第3項に規定する	連結所得の金額	68 Ø 63−3	軽減対象連結	吉所得金額		
••••								
(1)				(1)				
(2)				(2)				
(3)				(3)				
(注)	特定事業軽減対象連絡	吉欠損金額及び同条第 10	項第1号イに規定する個別					
<u>Ē</u>	所得金額を計算する場合	合の損金の額についても、	同様とする。					
(支扎	ム利子の区分の特例)			(支払利子)	の区分の特例)			

改	正	後	改	正	前
68 Ø 63-5 ·····	措置法令第 39 条の 90	第 <u>8項</u> ······	68 Ø 63-5 ·····	·措置法令第 39 条の 90	)第6項
(1)			(1)		
(2)	•••		(2)		
(共通費用の額の配分基準の	継続)		(共通費用の額の配分基準の	)継続)	
68 の 63-6 措置法令第 39 条	€の90第8項		68 の 63-6 措置法令第 39 9	条の 90 第 6 項	
(道)			(注)		
68の63-7 <u>削 除</u>			常用であると日々雇い入れ	条の 90 第7項に規定すれるものであるとを問れ	ける「常時使用する従業員」は、 つず、事務所又は事業所に常時 こよって判定することに留意す
(申告に係る損金の額に算入	されるべき金額の意義	)	(申告に係る損金の額に算入	、されるべき金額の意義	轰)
68 の 63-8 措置法第 68 条の	) 63 第 4 項		68 の 63-8 措置法第 68 条6	の 63 第 3 項	

### 二十三 第 68 条の 63 の 2 ((国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例) 関係

	改	正	後	改	正	前
	(申告に係る損金の額に算入	、されるべき金額の意義)		(申告に係る損金	の額に算入されるべき金額の意義	;)
6	8の63の2-3 措置法第6	8条の63の2第3項		68 の 63 の 2-3 措置法第 68 条の 63 の 2 第 2 項		

### 二十四 第68条の66((交際費等の損金不算入)) 関係

改正後	改正前					
(交際費等の意義)	(交際費等の意義)					
68 の 66 (1) -1 措置法第 68 条の 66 第 4 項	68 の 66 (1) -1 措置法第 68 条の 66 第 3 項					
(1)	(1)					
(2)	(2)					
(3)	(3)					
(4)	(4)					
(5)	(5)					
(交際費等に含まれる費用の例示)	(交際費等に含まれる費用の例示)					
68 Ø 66 (1) — 18 ·······	68 Ø 66(1) — 18 ··································					
(1)	(1)					
(2)	(2)					
(3)	(3)					
(4)	(4)					
(5)	(5)					
(6)	(6)					
(7)	(7)					
(8)	(8)					
(9)	(9)					
(10)	(10)					
(11)	(11)					
(飲食その他これに類する行為の範囲)	(飲食その他これに類する行為の範囲)					

改	正	後	改	正	前		
68の66(1)-18の2 措置活	去第 68 条の 66 第 4 項		68の66(1)-18の2 措置活	去第 68 条の 66 第3項第2	<u> </u>		
(进)			(道)				
(交際費等の支出の相手方	の範囲)		(交際費等の支出の相手方	の範囲)			
68 の 66(1) -25 措置法第	68条の66第4項		68 の 66(1) -25 措置法第	68条の66第3項			
(交際費等の支出の方法)			(交際費等の支出の方法)				
68 Ø 66 (1) −26 ············	措置法第 68 条の 66	第4項	68 Ø 66 (1) -26 ··········	措置法第 68 条の 66	3 第 3 項		
(1)			(1)				
(2)			(2)				
(3)			(3)				
(注 ······ <u>飲食</u>	<u>費</u> 措置法第	68条の66第4項第2号…					
			措置法第 68 条の 66 第 3 項第 2 号				
(交際費等の損金不算入額	[を計算する場合の連結親法	人の資本金の額又は出資金	(交際費等の損金不算入額	を計算する場合の連結親活	法人の資本金の額又は出資金		
の額等)			の額等)				
68の66(2)-1 措置法第6	68条の66第2項		68 の 66(2) -1 措置法第6	68条の66第1項			
(原価に算入された交際費	等の調整)		(原価に算入された交際費	等の調整)			
68 Ø 66 (2) -6 ·············			68 Ø 66 (2) -6 ·············				
   ・・・・・・・・・・・・・・措置法第	68条の66第1項 <u>又は第2</u>	<u>項</u> ······					
(注)			(注)				

### - 150 -

### 二十五 第68条の68(土地の譲渡等がある場合の特別税率)関係

改	正	後	改	正	前
(引当金)			(引当金)		
68 Ø 68 (4) —10 ··········			68 Ø 68 (4) -10 ·······		
			<u>倒</u> 当該連結事業年度に	おいて支出した退職給与の	の額は、法人税法等の一部を
			改正する法律(平成 14	4年法律第79号)附則第	8条第2項から第4項までの
			規定による当該連結事	業年度の退職給与引当金割	勘定の取崩しに係る益金算入
			額を控除した金額(当	該金額がマイナスとなる場	場合には、ゼロとする。)に
			<u>よる。</u>		
(更正決定の場合の経費の記	计算方法)		(更正決定の場合の経費の	計算方法)	
68 Ø 68 (4) — 19 ······			68 Ø 68 (4) —19 ······		
(1)			(1)		
イ <u>連</u> 糸	吉確定申告書等	···· <u>同項</u> ·····	イ ······ <u>同</u>	条第 10 項に規定する法人	税申告書(以下「法人税申告
			書」という。)	············· <u>同条第1項</u> ····	
Д			П		
(2)			(2)		
イ ······ <u>連</u> 終	吉確定申告書等		イ	人税申告書	
Д			П		
递 1			選 1		
2			2		
(棚卸資産に該当する土地等	等を譲渡した場合の取扱い)		(棚卸資産に該当する土地	等を譲渡した場合の取扱し	,v)
68 Ø 68 (5) —10 ···········			68 Ø 68 (5) —10 ·········		
<u>連結確定</u>	申告書等			告書	
(注)			油		

改	正	後	改	正	前
(国土利用計画法の許可を受 68 の 68(5) -32 ············· 連結確定申			(国土利用計画法の許可を 68 の 68 (5) -32 ·············· <u>法人税申</u>		
(国土利用計画法の届出をし 68 の 68 (5) -33 ······ <u>連結確定申</u> (1) ·······(2)	 <u>告書等</u> 		(国土利用計画法の届出をU 68 の 68(5) -33 ············ <u>法人税申</u> (1) ·················· <u>(2)</u>	<u> </u>	
(証明書類の添付がなかった 定の適用) 68 の 68(6) -12 ·············		い事情がある場合の除外規	(証明書類の添付がなかった 定の適用) 68 の 68(6) -12 ···········		<b>い事情がある場合の除外規</b>
··················連結確定申 ······	<u>告書等</u> <u>連</u>	結確定申告書等	<u>法人税申</u>	<u> </u>	说申告 <u>書</u> ······
(信託財産に属する土地等の 68 の 68 (6) -13 ············ 連結確定申		付)	(信託財産に属する土地等の 68 の 68 (6) -13 ························· <u>法人税申</u>		

### - 152 -

#### 二十六 第68条の69(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)関係

改		正	後		改	Œ	前
(引当金)				(引当金)			
68 Ø 69 (4) −10 ···				68 Ø 69 (4	) —10 ······		
				<u>(注)</u> 当該	返連結事業年度において	支出した退職給	<b>与の額は、法人税法等の一部を</b>
				改正。	「る法律(平成 14 年法律	律第 79 号)附則第	第8条第2項から第4項までの
				規定は	こよる当該連結事業年度	医の退職給与引当会	金勘定の取崩しに係る益金算入
				額を担	控除した金額(当該金額	質がマイナスとなる	る場合には、ゼロとする。)に
				よる。	_		
(更正決定の場合の	)経費の計算方法)			(更正決定	€の場合の経費の計算方	ī法)	
68 Ø 69 (4) −19 ···				68 Ø 69 (4	) — 19		
(1)	連結確定申告書	<u>等</u>		(1)	推置法規則	第 22 条の 63 に	規定する法人税申告書
(2)				(2)			
递 1				(注) 1 …		,	
2				2			

### 二十七 第68条の78~第68条の80(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例))関係

改	正	後	改	正	前	
(福利厚生施設の範囲)			(福利厚生施設の範囲)			
68の78(1)-18 措置法第68	8条の78第1項の表の	第1号及び第4号	68の78(1)-18 措置法第	68 条の 78 第1項の表の	第1号及び第5号	
措置法令第 39 条の 7 第	第2項、第4項及び第7	<u>'項</u> ······	措置法令第39条の7第2項、第4項及び第8項			

改	正	後	改	正	前	
(事務所等の建物の敷地の用		の の 意義)	(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義)			
68 𝔊 78 (1) −19 ·············			68 Ø 78 (1) —19 ········			
同表の第4	<u> </u>	法第 65 条の7第1項の表の		<u> 5 号</u> ······· <u>措</u> 置	置法第 65 条の7第1項の表の	
<u>第4号</u> ·····			<u>第 5 号</u> ······			
(事務所等の建物又は特定旅	ฏ設の敷地の用に供され <sup>∙</sup>	ている土地等の範囲)	(事務所等の建物又は特定	≧施設の敷地の用に供され	1ている土地等の範囲)	
68 𝔝 78 (1) −20 ··············			68 の 78 (1) −20 ·········			
	. 号推置	法第 65 条の7第1項の表の		5 5 号······ <u>措置</u>	置法第 65 条の7第1項の表の	
第4号			第5号			
(事務所等の用とその他の用	引に共用されている建物の	の判定)	(事務所等の用とその他の	)用に共用されている建物	めの判定)	
68 𝒪 78 (1) −21 ··············			68 の 78 (1) −21 ·········			
	. 号推置	法第 65 条の7第1項の表の	同表の第	55号推置	置法第 65 条の7第1項の表の	
<u>第4号</u> ·····			<u>第 5 号</u> ·····			
<b>遊 1</b>			選 1			
2			2			
(所有期間が 10 年を超える	土地等についての買換え	の適用)	(所有期間が 10 年を超え	る土地等についての買換	えの適用)	
68 𝒪 78 (1) −22 ··············	······ <u>取得を</u> ·····	掲げる資産	68 の 78 (1) −22 ·········	······ <u>取得が</u> ·····	規定する譲渡資産	
… <u>同欄に掲げる資産</u>			·········· <u>当該譲渡資産</u> ··			
	<u> </u>		規定す	<sup>-</sup> る譲 <u>渡資産</u>		
(注)			( <del>1)</del>			
(土地が共有地である場合	の面積)					

改正	後	改	正	前
68の78(1)-24 連結法人が土地に係る共有持分(作	昔地権に係る準共有持分を	68の78(1)-24 削除		
含む。以下68の78(1)-24において同じ。) を譲	<b>度し、又は取得した場合に</b>			
おける措置法第68条の78第1項の表の第2号の下	欄及び第7号の下欄に規定			
する「その面積」又は「上欄に掲げる土地等に係る	面積」は、当該土地等の面			
積にその譲渡又は取得をした共有持分の割合を	乗じて計算した面積によ			
<u>3.</u>				
_(仮換地が指定された土地の面積)_				
68の78(1)-25 連結法人が土地区画整理法等によ	り仮換地の指定を受けた	68の78(1)-25 <u>削 除</u>		
土地を譲渡し、又は取得した場合における措置法	第68条の78第1項の表の第			
2号の下欄及び第7号の下欄に規定する「その面積	i」又は「上欄に掲げる土地			
等に係る面積」は、当該仮換地の面積による。				
(土地が借地権等を設定されている場合等の面積)	_			
68の78(1)-26 連結法人が借地権等(借地権その何	_	68の78(1)-26 削除		
をいう。以下68の78(1)-26において同じ。)又に				
る土地(底地)を譲渡し、又は取得した場合にお				
項の表の第2号の下欄及び第7号の下欄に規定する				
掲げる土地等に係る面積」は、当該借地権等の目的	りとなっている土地又は当			
該借地権等の設定に係る土地の面積による。				
		(大協にして添添りは取得に	(火)	Z 田 +±+\
60 O 70 (1) 20 米山 K会		(交換による譲渡又は取得に 69.07.79(1) 20 世界状策 co		
68 の 78 (1) —29 <u>削 除</u>		68 の 78 (1) -29 措置法第 68		_
				該土地等の当該取得」には、
		<u> </u>	00 米男1垻男2方に	規定する交換による譲渡を含

改 正 後 改 正 前 む。)又は交換による取得を含むものとする。 (逆) 同号に規定する交換による土地等の譲渡に伴い当該土地等に生立する果樹 を譲渡した場合には、当該果樹に係る譲渡についてのみ措置法第68条の78 の規定の適用があり、当該土地等に係る譲渡については、たとえ、措置法第 68 条の72 又は第68 条の73 の規定の適用を受けないときにおいても、措置 法第68条の78の規定の適用はないことに留意する。 (「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義) 68 の 78(1) -30 削除 **68 の 78(1)-30** 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 7 号の上欄に規定する「当 該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するもの」又は同 号の下欄に規定する「当該土地等の当該取得若しくは第65条第1項第2号に規 定する交換による取得に伴い……取得をされる果樹で当該土地等に生立するも の」とは、当該土地等に現に生立する果樹を当該土地等の譲渡又は取得に伴い 譲渡し又は取得する場合における当該果樹をいうのであるから留意する。 (海洋運輸業又は沿海運輸業の意義) (新 設) 68 の 78 (1) -31 の 2 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 10 号の譲渡資産に係る 措置法令第39条の7第8項第1号及び第9項第2号ロに規定する海洋運輸業 又は沿海運輸業は、海洋又は沿海において営む運送営業に限られるから、たと え海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしていて も、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿 海運輸業に該当しないことに留意する。 協 これらの規定に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準 産業分類(総務省)の「小分類 451 外航海運業」又は「小分類 452 沿海海運 業」に分類する事業が該当する。

改	正	後	改	正	前
(事業の用に供しなかった買換	<b>換資産に係る特別償却</b>	等)	(事業の用に供しなかった)	買換資産に係る特別償却等	等)
68 Ø 78 (3) —12 ······			68 の 78 (3) —12 ···············		
第 68 条の 13	3 <u>、第 68 条の 14</u> 、第 68	条の15、第68条の15の3、	第 68 条 Ø	) 13、第 68 条の 15、第 68	3条の15の3、第68条の15
第 68 条の 15 の 4 <u>、第 68 条</u>	の 15 の 6 、第 68 条の	0 16、第 68 条の 17、 <u>第 68 条</u>	の4、第68条の16、第6	68条の17、 <u>第68条の20</u>	
<u>Ø 19</u> ·····					
(1)			(1)		
(2)			(2)		
∄ 1			選 1		
2			2		
(特別償却等を実施した先行項	な得資産についての圧 に	縮記帳の不適用)	(特別償却等を実施した先	行取得資産についての圧組	縮記帳の不適用)
68 Ø 78 (3) —13 ······			68 の 78 (3) —13 ···································		
第 68 条の 13	3 <u>、第 68 条の 14</u> 、第 68	条の15、第68条の15の3、	第 68 条の	) 13、第 68 条の 15、第 68	3条の15の3、第68条の15
第 68 条の 15 の 4 <u>、第 68 条</u>	<u>の 15 の 6</u> 、第 68 条の	) 16、第 68 条の 17、 <u>第 68 条</u>	の4、第68条の16、第6	38条の17、 <u>第68条の20</u>	
<u>Ø 19</u> ·····					
(取得をする見込みである資産	崔に係る書類)		(取得をする見込みである)	資産に係る書類)	
68の78(4)-8 措置法規則第	22条の69第10項…		68の78(4)-8 措置法規則	第 22 条の 69 第 11 項…	
(買換えの証明書の添付)			(買換えの証明書の添付)		
68 Ø 78 (5) —3 ···································			68 𝔝 78 (5) −3 ··············		
排置法規則第	第22条の69第3項か	ら第5項まで	措置法規	則第 22 条の 69 第 4 項か	ら第 <u>6項まで</u>

### - 157 -

#### 二十八 第68条の88(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例)関係

改	正	後			改	正	前	
<u>第 10 款</u> その他		(新	設)					
 	<b>己の例</b> 一)		(新	設)				
		規定する「連結法人と非関	(17)	IX)				
連者 () との間で行	う資産の販売、資産の販	<b>溝入、役務の提供その他の取引</b>						
		ト関連者に販売、譲渡、貸付け ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
		には、例えば、連結法人と保 けた保険責任について、国外関						
連者が再保険を引き受け								

### 二十九 第68条の90~第68条の93(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)関係

改	正	後	改	正	前		
(大法人により発行済株式等	- の全部を保有される場合	るの適用対象金額の計算)	(大法人により発行済株式等の全部を保有される場合の適用対象金額の計算)				
68 ₪ 90−10 ₪ 2 ···········			68 Ø 90-10 Ø 2 ······				
<u>第 61 条の 4 第 2 項</u>							
∄ 1			(ž) 1 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
2			2				

### - 158 -

### 三十 第68条の99(社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例)関係

	改	正	後		改	正	前
(社	会保険診療報酬の範囲)			(社会保	除診療報酬の範囲)		
68 O	99-1			68 Ø 99-	-1 ·······		
(1)				(1)			
(2)				(2)			
(3)	中国残	留邦人等の円滑な帰国の	の促進並びに永住帰国した中	(3)	················· <u></u> 中国死	<b>桟留邦人等の円滑な帰国</b>	国の促進及び永住帰国後の自立
	国残留邦人等及び特定配	偶者の自立の支援に関	する法律	<u>の支</u>	接に関する法律		
(4)				(4)			
(5)				(5)			
(6)				(6)			
(7)		自由児通所医療又は障害	<b>害</b> 児入所医療	(7)	<u>障害</u> 児	<b>見施設医療</b>	…施設給付決定保護者
	通所給付決定保護者又は	入所給付決定保護者…					
(8)	難病の患者に対する医	療等に関する法律の規究	定に基づいてした指定特定医				
	療について、当該医療法	人が当該支給認定患者	等から直接収受するいわゆる				
	自己負担額						
(9)	児童福祉法の規定に基	づいてした指定小児慢	慢性特定疾病医療支援につい				
	て、当該医療法人が当該	小児慢性特定疾病児童等	等に係る医療費支給認定保護				
	者から直接収受するいわ	ゆる自己負担額					
(社	会保険診療報酬に係る損	金の額の計算)		(社会保	険診療報酬に係る排	員金の額の計算)	
68 O	99-4			68 の 99-	<b>-4</b> ······		
(1)				(1)			
(2)				(2)			
(注)	配賦の対象となる引当	金勘定		(注) 1	配賦の対象となる追	・・・   <	法等の一部を改正する法律(平
				成	[14 年法律第 79 号]	附則第8条第2項から	第4項までの規定による当該

改	正	後	改	正	前
					こ係る益金算入額を控除した
				イナスとなる場合には、†	
			<u>2</u> 配賦の対象となる自	川当金勘定	••

### 三十一 経過的取扱い

改	正	後	改	正	前
(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)			(新 設)		
改正法令(所得税法等の	一部を改正する法律(ユ	平成 26 年法律第 10 号)、租			
税特別措置法施行令等の一	部を改正する政令 (平成	26 年政令第 145 号) 及び租			
税特別措置法施行規則等の	一部を改正する省令(ユ	P成 26 年財務省令第 28 号)			
をいう。) による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則					
により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含					
む。) の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達によ					
る改正前の租税特別措置法	関係通達(連結納税編)	の取扱いの例による。			